

1 議 事 日 程 (第 4 号)

(令和 6 年第 3 回久山町議会 6 月定例会)

令和 6 年 6 月 11 日

午前 9 時 30 分開議

於 議 場

追加日程第 1 佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議

日程第 1 諸般の報告

・ 産業建設常任委員会調査報告

日程第 2 議案第 16 号 専決処分の承認を求めることについて (6 久山町専決第 1 号)

(久山町税条例の一部を改正する条例 6 久山町条例第 5 号)

日程第 3 議案第 17 号 専決処分の承認を求めることについて (6 久山町専決第 2 号)

(国民健康保険税条例の一部を改正する条例 6 久山町条例第 6

号)

日程第 4 議案第 18 号 久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例について

(6 久山町条例第 7 号)

日程第 5 議案第 19 号 久山町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について

(6 久山町条例第 8 号)

日程第 6 議案第 20 号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例について

(6 久山町条例第 9 号)

日程第 7 議案第 21 号 久山町河川の環境を守る条例の制定について

(6 久山町条例第 10 号)

日程第 8 議案第 22 号 工事請負契約の締結について

日程第 9 議案第 23 号 工事請負契約の締結について

日程第 10 議案第 24 号 令和 6 年度久山町一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 11 議員派遣の件

日程第 12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである (10 名)

1 番 阿 部 文 俊

2 番 久 芳 正 司

3 番 阿 部 哲

4 番 本 田 光

5番 末松 裕

6番 阿部 恒久

7番 山野 久生

8番 荒巻 時雄

9番 佐伯 勝宣

10番 只松 秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

6番 阿部 恒久

7番 山野 久生

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長 西村 勝

副町長 佐伯 久雄

教育長 重松 宏明

総務課長 久芳 浩二

経営デザイン課長 小森 政彦

税務課長 川上 克彦

町民生活課長 井上 英貴

健康課長 亀井 玲子

福祉課長 稲永 みき

都市整備課長 大嶋 昌広

産業振興課長 阿部 桂介

会計管理者 横山 正利

教育課長 江上 智恵

上下水道課長 平尾 勇

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 篠原 正継

議会事務局書記 淀川 裕和

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日、全員出席であります。よって議会は成立いたします。

議事に入る前に、町長から発言の訂正削除の申し出がっておりますので、発言を許可します。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 発言の許可をいただきありがとうございます。

6月5日、荒巻議員の一般質問に対する私の回答につきまして、錯誤がございましたので、2カ所の訂正と一文の削除をお願いいたします。

訂正箇所ですが、教育振興基金の令和2年度末から令和5年度末までに増えた額につきまして、・・・・円と申し上げましたが、4,000万7,000円に、企業版ふるさと応援寄附金の令和5年度の金額につきまして、・・・・円と申し上げましたが、260万円にそれぞれ訂正をお願いいたします。

また、企業版ふるさと応援寄附金について、令和2年度からすると・・・・となっておりますと申し上げましたが、この一文の削除もお願いいたします。

以上、ご迷惑をおかけいたしますがよろしくお願い申し上げます。

○議長（只松秀喜君） 次に、議事に入る前に佐伯勝宣議員に申し上げます。

（9番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 6月5日の佐伯勝宣議員の一般質問中の発言において、「裁判沙汰になったような事態」「裁判沙汰になるのが普通」などの発言や、職員の処分について言及する発言は、地方自治法第132条第1項および久山町議会会議規則第102条の規定により、議員が議会の場で発言する内容として、誠に不穏当であり、不適切であると認めますので注意をいたします。

なお、この不穏当と認められる発言に関しましては、地方自治法第129条の規定に基づき、後刻調査の上、処置することといたします。

（3番阿部哲君「議長、動議」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 阿部議員。

○3番（阿部 哲君） 佐伯議員に対する議員辞職勧告決議の動議を提出したいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（只松秀喜君） ただ今阿部議員から佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議に

ついて発言がありました。

この動議に賛成される方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

- 議長（只松秀喜君） ありがとうございます。この動議につきまして、1人以上の賛成者がありましたので、本動議は、久山町議会会議規則第16条の規定により成立いたしました。本動議について内容の確認を行いますので、ここで暫時休憩に入ります。再開時間は改めてお知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時34分

再開 午前9時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
お手元に配布の佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

- 議長（只松秀喜君） ありがとうございます。  
起立多数であります。  
従って、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることは可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議

- 議長（只松秀喜君） 追加日程第1、佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を議題とします。
地方自治法第117条の規定により佐伯議員の退場を求めますが、その前に佐伯議員に確認いたします。
弁明を求めますか。

（9番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

- 議長（只松秀喜君） 分かりました。後ほど議場に諮って…。
（9番佐伯勝宣君「資料…」と呼ぶ）

- 議長（只松秀喜君） 後ほど議場に諮って、静かにお願いします。
（9番佐伯勝宣君「私が調査する…」と呼ぶ）

- 議長（只松秀喜君） お静かに。

後ほど議会に諮って許可されましたら呼びしますので、退場ください。

(9番佐伯勝宣君「じゃあよろしく願いいたします。今の件。」と呼ぶ)

[9番佐伯勝宣君退席]

○議長(只松秀喜君) 本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

阿部議員。

○3番(阿部 哲君) 佐伯議員に対する議員辞職勧告決議を、別紙のとおり久山町議会会議規則(昭和62年久山町議会規則第1号)第14条第1項および第2項の規定により提出いたします。佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議。下記の理由により佐伯勝宣議員に対し、議員辞職を勧告する。我々久山町議会議員は、議員として町民から厳粛な信託を受けた町民全体の代表者及び奉仕者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令を遵守し、高い倫理観と見識をもって、町政の発展と住民福祉の向上に努めていかなければならない。

久山町議会基本条例にも「議員は、町民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会を構成する一員として、その使命の達成に努めなければならない。」と定められている。

しかしながら、佐伯議員は、個人の責任において発行した議会報告に、事実ではない、本人による曲解した憶測に基づく記事や不適切な記事を掲載し続け、町内世帯に配布しており、町民の皆さまに無用な不安と誤った情報を与えている。そして、再三にわたる議長からの訂正要求にも一向に応じず、反省の姿勢は皆無である。

さらに、本会議中においては、久山町議会会議規則第50条の規定に基づき議長の許可を得なければ発言することができないにもかかわらず不規則発言を繰り返し、議長からの注意も聞かずに発言を繰り返している。また、議場の秩序を乱し、会議を妨害しているのが本人であるにもかかわらず地方自治法第131条の規定による議長への注意喚起を求めるなど、法律、条例、規則等の規定を自己の都合の良いように曲解し、議場の秩序を乱し続け、正常な議会運営を妨げ続けている。

これらの行為は、町民を代表する町議会議員としての信頼を失う、大いに恥ずべき行為であり、これ以上、町議会議員を続けるべきではない。よって佐伯議員は、事態の重大さを真摯^{しんし}に受け止め、自らの意思によりその職を辞することを勧告する。

以上決議する。令和6年6月11日久山町議会。

よろしく願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、佐伯議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

佐伯議員の入場を許可します。

〔佐伯勝宣君入場〕

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に一身上の弁明を許します。

ただし、弁明については、久山町議会会議規則第54条、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないとの規定により、簡潔にお願いいたします。

（9番佐伯勝宣君「それは異議がございます」と呼ぶ）

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 私への懲罰のことで。民主主義に反します。

はい弁明に入ります。

では、弁明させていただきます。ざっと見ましたし、今冒頭、私の裁判に関する発言があったということで、これを議場で言っていけないというその根拠が明確でございません。疑問もありますし、文書でまず示すこと、それをまず申し上げます。

では、反論いたします。

今回の決議に私は反対いたします。理由は、果たして町民が納得するものであるかという、疑問があることであります。そしてまた、話にありました私の議場での複数回の議長への議事進行への指摘と引き金とも言える今回の件ですが、今議会、ご指摘の一連の私の発言と態度について、その前後の会議録、今回、ライブ配信映像を自宅で視聴の知人にご協力いただき作成いたしました。また一部、私のメモをもとに全場面、大方の会議録をつくり上げました。分析しましたが、どれも法令に違反するものではなく、議員としての責任感によって手続きを経て根拠を持って発言したものばかりと見られます。議会は、私のどの行為がどういうふうな法令・例規に違反するのか。その根拠を示さなければなりません。それが示されていますか。逆に、地方自治法第131条にある議会の秩序を乱し、久山町議会基本条例第15条町民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎むとの規定に反し、議員としての品位に欠け、久山町議会運営の信頼を大きく損ないかねない行為というのは

私ではない議長の方ではないでしょうか。私の行為は法律に違反してることはありませんし、議会運営の専門書も紐解いてみましたが、今回の私の措置、大分その要件からかけ離れているものと思われます。どの箇所がどの法令に違反するものなのか、具体的に明示することが今回の措置は必要であり、そうでなければ、世間一般の理解は得られないものであると申し上げます。不当であります。また昨日、私は議長宛てに、私への謝罪と議会運営の在り方について意識を変えることを求め、さらに、今年3月1日の間違った、行き過ぎた議会采配によって引き起こされたと見られる私の不整脈発症と心臓カテーテル手術への賠償等を理由に申し上げます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に申し上げます、弁明が冗長になっています。簡潔にお願いいたします。

○9番（佐伯勝宣君） 時期、お手元に届くはずでございます。その文書をもって、私の正当性の指標とし、変えるべき議場での采配、議会運営への警鐘としたいと存じます。改めてまた事態の進展を待ちたいと存じます。

以上により私への今回の措置は適切ではない。大変反省すべきものであると述べまして、反対いたします。以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員の退場を求めます。

〔9番佐伯勝宣君退場〕

○議長（只松秀喜君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山野議員。

○7番（山野久生君） 賛成の方です。

○議長（只松秀喜君） まず、原案に反対者の発言を許します。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山野久生議員。

○7番（山野久生君） 私は、辞職勧告に賛成いたします。

もう一言です。久山町は道徳の町でございます。道徳に反するような議員を議員にしておくことは、久山町議会の私は恥だと思っておりますので、辞職勧告に賛成いたします。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 次に反対者の発言を許します。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 私も議員辞職決議案に賛成でございます。

今回議決案の文にありますように、佐伯勝宣議員は、個人の責任において発行した議会報告に事実ではない本人により曲解した臆測に基づく記事や不適切な記事を記載し続け、町内世帯に配布しており、町民の皆さまに不要な不安と誤った情報を与えている。そして、再三にわたる議長からの訂正要求にも一向に応じず、反省の姿勢は皆無であるとあります。このことは非常に重いものなんですけども、それを無視し続けているということは、町民の代表とする議員としての品位に欠けているということで非常に重いと思っておりますので、私は議員辞職勧告決議案に値すると判断しますので賛成です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の意見を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を採決します。

阿部議員ほか4名から提出されました佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。

従って、佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議は可決されました。

佐伯議員に入場していただきます。

〔9番佐伯勝宣君入場〕

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に報告します。

佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議は賛成多数で可決されました。

辞職されるかどうかは佐伯議員が決めることですが、議会の意思表示は重く受け止めていただきたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~



## 日程第1 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第1、諸般の報告を行います。

産業建設常任委員会の委員会調査報告を求めます。

産業建設常任委員会、阿部委員長。

○3番（阿部 哲君） 産業建設常任委員会調査報告を行います。

本委員会に付託された調査事件について、久山町議会会議規則第77条の規定により報告します。

調査内容、学校橋災害復旧事業について。調査目的、令和3年8月の集中豪雨災害により、久原小学校前学校橋の車道部分の橋脚が倒壊したため、災害復旧工事を行うこととなった。この災害復旧工事の進捗状況および安全対策に関して調査するものである。

調査結果、学校橋災害復旧工事の進捗状況および安全対策について注視し続けることで懸案事項などを共有しながら、委員会として突発的な状況となった場合でも適切な行動がとれる体制を確保し続けることができた。

久山町では、小規模な災害は毎年数件程度発生しているが、平成11年6月豪雨以降は大きな災害は発生していない中で、令和3年8月集中豪雨が発生した。また、住宅地域内においても近年発生していない状況であった。今回の学校橋は、久原小学校の近くであり、本町の主要幹線の町道である山田～久原2号線に位置することと、車両や歩行者の通行も多く橋梁の架け替えということもあり、長期間の工事に伴って多方面への協議、配慮が必要であったと思料される。

今後は、工事の反省点を振り返りながら改善点を整理しておき、同様の工事等が発生した場合は、適切に取り組んでいただきたい。

以上であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第16号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第16号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第17号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第17号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第18号 久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第18号久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第18号久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第19号 久山町子ども子育て会議条例等の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第19号久山町子ども子育て会議条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第19号久山町子ども子育て会議条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第20号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第20号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第20号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第21号 久山町河川の環境を守る条例の制定について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第21号久山町河川の環境を守る条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯勝宣議員。

○9番（佐伯勝宣君） 町長そして担当課にちょっとお伺いしたいんですが、この条例は私も議会が発議して、今回条例制定に至ったわけですが、これの第2条全面禁止というふうにとっていいですかね、これは確認ですが。そして第7条これは町長が特に必要と認めた場合は、バーベキュー花火等、これは許可されるということで、その確認をちょっとしていただきたいのと、もう1点がこれは管理体制、地元をお願いするということで、執行部としてはどのような管理体制が望ましいというふうに、どういった人員で、どういった管理体制が望ましいか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 町民生活課長の方から、お答えさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

本条例につきましては、先ほど全面禁止かというご質問がございました。こちらにつきましては、条例の対象の区域としましては、久山町全域の2級河川および普通河川を対象としています。しかしながら、中で規定しております規制内容といいますか、禁止行為等

につきましては、環境保全区域を指定させていただきまして、そこにつきましては、全面禁止といたしますか、バーベキューとそれと花火について禁止するという内容でございます。

また、管理体制でございますけれども、基本的にはこちらの条例の執行に当たりましては町長が実施するということになっています。ですから、基本的には、私ども担当主管であります町民生活課の職員の方で実施管理するということです。

また、議案説明会でもご説明しましたとおり、指導員を任命することができるということになっておりますので、町の職員それと任命させていただきました指導員の下で、こちらの条例の方、現地等を含めまして監視させていただくということなのです。

また、当然私ども行政それと指導員の皆さまは民間の方になっております。ですから、こちらの規制等で実施する際は、地元の警察の方との連携をとって事件等に発展しないように、ことが穏便に済むような形で連携をとって対応していくということで体制を整えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今までバーベキューをやるというその時間帯ちょっと私自身も把握してないんですが、明るい時間、家族連れがバーベキューをやるのかなというイメージを持っています。そういった意味では、地元のパトロールといたしますか、私のイメージですが、しやすいから逆に禁止したからそれをかいくぐってやるという方が果たしているのかなという思いもありますが、逆に禁止をされたらやりたくなるのが人の心理でございますので、それが発生するということになったらまたいろいろひずみも出るのかなというふうな心配もしております。管理体制、これによっては、何といたしますか、逆に私これを話が最初にあったときは、逆にこれだけの猪野・久山町の自然、この中で、家族連れでご飯を食べたいバーベキューしたいという意向があるんだったら、お金をとって、地元の方が管理して、そういった体制でやった方がかえっていいのかなという思いもありました。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に申し上げます。

質疑は自分の意見を述べることはできませんので質疑だけにしてください。

○9番（佐伯勝宣君） ですから私が聞きたい、言いたいのは、これ将来にわたって何か幅を持たせるといふか改正の余地というものはあるんでしょうか。例えばそういうふうな、許可をもらえば、家族でバーベキューができる、あるいは何かこういうバーベキュー許可をもらいましたというのは、近くにおけばできる、そういった将来的に改正の余地というものはあるんでしょうか。いかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

こちらの条例につきましては、手を挙げていただきました地元の方での規制をやるということになります。ですから、現時点では何も規制がございません。ですから、川遊び等で楽しんでいただくのはいいんですけれども、やはりそこでルールを守らないといえますか、無秩序な形で実施されている現状がございます。ですから、それを抑止するためのものがございます。ですから、決して最初から罰するということじゃなく、やはりそのルールがあることによって強制力といえますか、抑止が効きますのでそれをまずは抑えていただくということでございます。実際は施行してからということになりますけれども、はじめて制定した条例でございます。ですから、先ほどご指摘いただきましたとおり、変化に対応しなきゃいけない部分は当然あるかと思えます。ですから、そういった場合は、条例の改正に至っては当然議会の皆さまに再度、ご報告させていただきます、変更等の手続きをして行うということになります。また、運用の面でございますたら、規則等である程度規定することができますんで、そちらの運用でまた実施したいと思います。現状としましては、まずはこの条例を実施することによりまして、地元の秩序を守れる、そして住民の皆さんの平穏な生活が守れるということでスタートしますので、そういう変更点、ご指摘等がありましたら再度検討していきたいと思えます。

以上でございます。

（9番佐伯勝宣君「分かりました。」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第21号久山町河川の環境を守る条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第22号 工事請負契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第22号工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第22号工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第23号 工事請負契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第23号工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第23号工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第24号 令和6年度久山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第24号令和6年度久山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第24号令和6年度久山町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第12、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~



日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

ここで町長より発言の申し出がありますので、発言を許可します。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 発言の許可および皆さまの貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

議員の皆さまに慎重審議をいただき、6月定例会を無事終えることができましたこと、この場をお借りして感謝を申し上げます。

本定例会における荒巻議員からの一般質問の際、就任後の自身の評価につきましては、回答をさせていただいたところですが、私の今後についても含め、再度お話をさせていただきます。

改めて就任後を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症への感染予防および物価高騰対策へのスピーディーな対応を行いながら、就任以前からの懸案事項等についても実施をまいりました。

また、公約に掲げておりました、共感でつながる元気な町につきましても小・中学校のプログラミング教育の導入や、てらこや+の開校、森林を活用したアウトレジャーの誘致、シニア世代の移動手段の支援、子育て世代が気軽に集える遊具のある身近な公園づくり等、多くは達成ないしは着手することができました。

次に、財政面においては新規事業等に取り組みながらも、令和2年度末と令和5年度末を比較すると、財政調整基金残高、教育振興基金残高は増額となりました。

また、令和3年度に設置した公共施設等整備保全基金は、令和5年度末残高1億3,000万円を基金に積み立てることができました。

財源の一つとして強化を掲げていたふるさと応援寄附金につきましても、令和5年度決算額は、令和2年度決算額と比べますと、2.48倍増となっています。この間、久山町土地開発公社解散に伴う借入金等を完済するなど、財政面全般においても成果を図ることができました。

これも一重に住民の皆さま、議会の皆さま、そして役場職員のご協力のおかげと心から感謝を申し上げる次第です。

このような状況の中、本町のまちづくりは現在、国内外においても注目を浴びており、国の各省庁との政策ネットワークや、民間企業との事業連携が加速しています。

また、まちづくりの成果は人口増にもつながっており、2050年時点での生産年齢人口の増加率は九州第2位、人口戦略会議の発表では、自立持続可能自治体に位置付けられています。

しかし一方で、このように成長し続けている状況だからこそ、久山町のこれまで培ってきた地域資源や先人たちの思いを大切に、未来に向けた変化と投資をどのように行っていくかがこれからの町の発展には重要となってきます。そのためには、これまでのまちづくりの成果を生かし、住民の皆さまに、久山町で暮らすことの豊かさをさらに実感していただきながら、将来に向けた社会課題の解決にも取り組んでいくまちづくりが大切であり、それが持続性を高め、未来につながる財産となります。その実現に向けて現在進めている子育て世代からシニア世代まで幅広い世代の皆さんが、安心して生き生きと暮らせる、サービスの実現や事業の強化を図りながら、AIの活用を含め、時代の変化に対応しながら、先を見通した事業展開が求められています。

また、久山町の強みでもある豊かな自然環境を次世代につないでいくために、計画的な土地利用を図りながら、農業・林業の維持に向けて、新たな久山型循環型経済の仕組みづくりに力を入れ、地産地消だけではなく、大人も子どもも含めた町内の食育・環境教育などに力を入れていくことが大切です。

町全体としても、私が就任後に策定した令和4年から10年間のまちづくりの方針である第4次久山町総合計画をはじめ、各種プロジェクトや構想が動き出しています。

今回、以上のことを踏まえ、さらなるまちづくりを推進していくためには、引き続き私が町長としてその責務を果たすべきだと判断し、10月15日告示予定の久山町町長選挙において、2期目を目指して立候補することを決意いたしました。この4年弱の取り組みで改めて、この町の持つ魅力や、ポテンシャルを認識すると同時に、それが形になりつつあることに、将来への希望と光を感じています。次の4年間は、住民の皆さまのウェルビーイングの向上はもとより、よりよい地域社会の構築に貢献する自治体運営を目指すことで、

これからのまちづくりが、先人たちの取り組みと同様に、次世代に誇れる久山町となるように尽力してまいり所存です。

引き続き、皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○議長（只松秀喜君） これで会議を閉じます。

令和6年第3回久山町議会6月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時23分